

# 長野県人権政策推進基本方針（案）に係る 意見募集の実施結果について

企画部人権・男女共同参画課

## 募集状況

- |          |                          |
|----------|--------------------------|
| 1 意見募集期間 | 平成21年11月19日～12月18日（30日間） |
| 2 意見募集内容 | 「長野県人権政策推進基本方針（案）」に対する意見 |
| 3 意見提出状況 | 189件（34個人・団体）            |

- 注) 1 同様の意見・提言はまとめさせていただきましたので、提出件数と回答数は異なります。  
2 「意見・提言の要旨」及び「県の考え方等」の文章中、「答申」は「長野県人権政策審議会答申（平成21年3月）」を、「基本方針」は「長野県人権政策推進基本方針」を示します。

## < 全般 >

No	該当箇所	意見・提言の要旨	県の考え方等
1	全般	基本方針を確固とした基盤の下に、かつ計画的に実施していくため、5年程度の期間として、それぞれの施策の数値目標を設定した人権政策推進計画を策定することを明記されたい。 また、長野県における人権政策の推進を確固とした基盤の下に推進していくために仮称「長野県人権尊重社会づくり条例」を制定する必要がある、基本方針に条例制定の検討を行うことを盛り込まれたい。	県としては、今回策定したこの基本方針に基づいて、人権政策を推進していきます。 長野県中期総合計画及び分野ごとの個別計画において定めている目標の達成に向け、政策評価制度による施策の評価結果等により必要に応じて施策の見直しを行いながら、施策を推進していきます。
2	全般	県民の意識調査（平成20年6月）では、県民の関心が高いのは、障害者、高齢者、子ども、拉致被害者、女性、インターネットによる人権侵害に次いで同和問題となっており、その結果が基本方針に活かされておらず、課題が示されているとはいえない。 県民の意向に沿って、県としての現状認識と課題把握の状況、どう解決していくかを物的基盤整備の拡充をまず示し、それから啓発や教育の課題を提示すべきである。 課題を解消する第一義的責務は政治・行政にあることをまず総論で明確にすべきである。課題があることの責任を県民に転嫁しないでください。	人権政策審議会では、どの人権課題も重要であると認識した上で、諸団体からの意見募集・ヒアリング、県民の意識調査の結果、人権課題についてのこれまでの経緯や現況を総合的に分析、検討した結果、同和問題と外国人問題が長野県における特筆する課題であるとの答申がなされました。 県としては、答申を踏まえ、高齢者・障害者なども重要な人権課題ととらえて基本方針を策定しました。 基本方針では、各人権課題ごとに「現状と課題」を整理し、「基本方針」、「具体的な施策の方向」を記述しました。 ご意見を踏まえ、第1章「1 基本方針策定の趣旨」及び「2 基本方針の位置づけ」に「人権課題の解決に向け取り組んでいく」という県の基本姿勢を追加して記述しました。
3	全般	答申は期待の持てるものだったが、答申と比べると基本方針（案）は新たな人権行政のスタートが感じられず、後退している。 本文中に出てくる「検討する」との記述は、「推進する」に修正すべきではないか。	基本方針は、答申を踏まえて策定しており、施策の推進にあたっては、ご意見の趣旨が反映されるよう努めていきます。 なお、施策の具体化に際して、市町村・民間団体等との調整が必要なものについて、「検討する」との記述を用いています。

## < 第1章 基本的な考え方 >

No	該当箇所	意見・提言の要旨	県の考え方等
4	1 基本方針策定の趣旨	「昭和44年以来実施してきた同和問題に関する特別対策事業は、」の部分は、次の行に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」とあるので、統一性を図るために「同和対策事業特別措置法」と明記すべきである。	同和対策に関する特別対策事業は、「同和対策事業特別措置法」が昭和57年に失効した後、「地域改善対策特別措置法」、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づき実施されてきました。 ご指摘の部分は、この3つの法律により行われてきた特別対策事業を示すものとして「同和問題に関する特別対策事業」と記述しています。 なお、特別対策事業の根拠となる3つの法律名については、第5章「1 同和問題（1）現状と課題」に記載しました。

No	該当箇所	意見・提言の要旨	県の考え方等
5	1 基本方針策定の趣旨	9行目 「・・・一般対策に移行しました。 10行目 「平成15年（2003年）には・・・」と続くが、この間に、長野県が実施してきた諸施策と成果が意図的に隠されている。全てを書かなくても良いが、学校・企業・社会同和教育の成果と部落解放子ども会・同和教育推進教員制度は、ぜひ挿入して欲しい。 各地域の中で理解ある教師たちによって進められてきた人権教育・啓発活動は別として、田中康夫知事以後の長野県及び長野県教育委員会が実施してきた人権教育・啓発活動の中には、同和問題は入っていないと認識している。	ご指摘の部分は、「基本方針の趣旨」として、人権に関する取組の概略を記述したものであるため、具体的な経過は記述しませんが、部落解放子ども会の活動や同和教育推進教員の取組によって、同和問題に対する理解が深まるとともに、様々な人権課題へと意識が広がったことは大きな成果であると考えます。 また、学校教育や社会教育においては、毎年度同和問題に関する研修の機会を設けてきました。
6	1 基本方針策定の趣旨	「県民や企業、民間団体、市町村等にあつては」とあるが、この文章では「長野県の主体性」が見えないので、最初に「長野県としては」と主語を入れて、立場を明確化すべきである。 また、「主体的かつ積極的に取り組むことを期待します。」という他人任せの姿勢ではなく、「長野県行政は、主体的かつ積極的に取り組みます。」でなければ、県民の理解は得られない。	ご意見を踏まえ、県としての姿勢が明確になるように修正しました。
7	1 基本方針策定の趣旨	冒頭、いきなり平成6年（1994年）の国内行動計画から記されているが、答申の「はじめに」あるように、長野県における人権政策の歴史的経緯から記すべきである。	ご意見を踏まえ、冒頭に一部歴史的経緯を追加しました。 なお、答申に記載されている歴史的経緯をすべて記載することはしませんが、答申は、基本方針の参考資料として添付します。
8	1 基本方針策定の趣旨	今回の基本方針を改めて「策定する意味」は前回の部落解放審議会答申（平成14年（2002年））がほとんど活かされず、かつ県議会で部落解放審議会廃止条例案が否決されたことを踏まえ、村井知事の下で改めて「人権政策審議会」を設置し、答申が出された経緯も明記すべきである。	「1 基本方針策定の趣旨」は、人権に関する取組の概略を記述したものです。 ご意見を踏まえ、第2章「2 長野県の取組」に記述を追加しました。
9	1 基本方針策定の趣旨	答申では県内の人権をめぐる状況を分析・検討された結果として、同和問題と外国人問題が特筆する課題であるとしたことの指摘を受けとめ、その施策に重点を置いたこともしっかりと明記するべきである。	基本方針は、答申を踏まえて策定しています。 個別の人権課題については、「第5章 分野別施策の方向性」で記述しています。
10	1 基本方針策定の趣旨	基本方針では「県が進める人権政策の基本的な考え方や方向性を示すものとして基本方針を策定する」と記述しているが、答申では「新たな方向性や施策が求められている」としている。 長年の取組で成果のあった反面残された課題があり、多様化する時代の中で、新たな方向性と施策が求められており、答申を尊重すべきである。	基本方針は、答申を踏まえて策定しており、施策の推進にあたっては、ご意見の趣旨が反映されるよう努めてまいります。
11	1 基本方針策定の趣旨	国における人権に関する法制度（例えば「人権侵害救済法」の制定など）の動向や、県の「評価体制」による点検・評価にもとづいた基本方針の充実強化への「見直し」を行うことについても盛り込む必要がある。	基本方針は、国における新たな法律の制定など社会情勢等の変化に伴い、必要に応じて見直しを行います。
12	2 基本方針の位置付け	答申を受けて、基本方針を「長野県人権教育・啓発推進指針」に代えようとするなら、人権政策審議会答申を県民に周知させる必要があったのではないか。	答申は、県ホームページへの掲載や市町村に通知するなど周知してきました。 基本方針については、広く県民への周知を行うとともに、その際には、答申を参考資料として添付します。

## < 第2章 基本方針策定の背景 >

No	該当箇所	意見・提言の要旨	県の考え方等
13	1 国内外の動向	人権関係諸条約は現在いくつあり、うち日本が批准したものを明記するべきである。	主な人権関係条約については、記述しています。 人権関係条約の批准状況については、基本方針の参考資料として添付します。

No	該当箇所	意見・提言の要旨	県の考え方等
14	1 国内外の動向	平成8年(1996年)の地域改善対策協議会の「意見具申」を紹介的に述べるにあたって「差別意識の解消を図るに当たっては・・・」と記しているが、なぜそれだけを強制的に取りあげるのか。「背景」としてあたかも「意識の問題」だけに矮小化する意図としてあるのではないか。 意見具申は、差別のなくすあらゆる施策(教育・啓発だけではない)を一般対策に同和対策としての観点で推進するよう求めているのであって、改めるか削除すべきである。	ご意見を踏まえ、記述を修正しました。
15	1 国内外の動向	同和教育の成果をふまえ人権教育を創造していく必要があるが、その上で同和教育を人権教育の重要な柱として位置づけていく必要があることを明確にする必要があるから、意見具申を紹介している文章を以下のように変更・追加してはどうか。  原案 ・・・人権教育・人権啓発として発展的に再構築すべき」と方向づけています。 修正案 ・・・人権教育・人権啓発として発展的に再構築すべき」と方向づけるとともに、「その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取り組みを踏まえ積極的に推進すべきである」と指摘しています。	ご意見の箇所は、No.14のご意見により修正しました。
16	1 国内外の動向	答申には、「男女共同参画社会基本法」の制定やハンセン病問題への取り組みについても記されている。それを活かし、書き加えるべきである。	答申では、「21世紀を人権の時代とする」例示として記載されています。 個別の人権課題については、「第5章 分野別施策の方向性」で記述しています。
17	1 国内外の動向	「人権教育の世界計画」の基本的な内容を県民等へ知らせるため、「第2章 基本方針策定の背景」の17行目以降に、以下の文章を追加してはどうか。 追加文案 「人権教育の世界計画」の第一段階は、平成17年(2005年)から平成21年(2009年)までで、初等・中等学校における人権教育の推進に重点が置かれました。第二段階は、平成22年(2010年)から平成26年(2014年)までで、高等教育における人権教育の推進と教員や公務員、法執行官や軍関係者のための人権研修に重点を置くことが決定されました。	ご意見を踏まえ、「人権教育の世界計画」の趣旨を記載しました。
18	1 国内外の動向	近年国連の人種差別撤廃委員会や国連人権小委員会(2008年8月以降国連人権理事会諮問委員会へと移行)では、日本の部落問題をインドをはじめとした南アジア各国に存在するカースト制度に起因する差別(ダリット差別)、アフリカのいくつかの国に存在する同様の差別とともに「世系(descent)」に基づく差別、あるいは「職業と世系に基づく差別」として捉え、これらの差別がそれぞれの国の歴史と文化に深く根ざした差別と捉えるようになってきているため、「第2章 基本方針策定の背景」の文章を以下のとおり変更してはどうか。 原案 また、わが国固有の人権問題である同和問題については、.. 修正案 また、わが国の歴史と文化に深く根ざした人権問題である同和問題については、.....	法務省等で広く用いている「固有の人権問題」としました。

No	該当箇所	意見・提言の要旨	県の考え方等
19	1 国内外の動向	<p>「人権擁護推進審議会」答申では、人権教育・啓発を推進していくための行財政的措置の必要性は指摘されていたが、法律の必要性まで言及されていなかった。部落解放基本法制定要求国民運動中央実行委員会や各地実行委員会等による法律制定の必要性を求めた世論の盛り上がりから「人権教育・啓発推進法」の制定を実現したため、「第2章 基本方針策定の背景」にある「人権教育・啓発推進法」制定の経緯についての文章を以下のように変更・追加してはどうか。</p> <p>原案 この法律に基づき設置された「人権擁護推進審議会」の答申に基づき、平成12年・・・</p> <p>修正案 この法律に基づき設置された「人権擁護推進審議会」の答申や各方面からの世論の盛り上がりを受けて、平成12年・・・</p>	ご意見を踏まえ、人権擁護推進審議会答申から法律制定に至る経緯について記述を追加しました。
20	1 国内外の動向	<p>「人権教育の指導方法等の在り方について」の取りまとめは、第一次から第三次まであって、それぞれ重点の置き方が異なっているため、第三次だけでなく、第一次、第二次にも言及しておいた方が良いため、以下のように変更・追加してはどうか。</p> <p>原案 ・・・調査研究会議は、平成20年（2008年）に「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」を公表しました。</p> <p>修正案 ・・・調査研究会議は、「人権教育の指導方法等の在り方について」第一次とりまとめを平成16年（2004年）に、第二次とりまとめを平成18年（2006年）に、第三次とりまとめを平成20年（2008年）に公表しました。</p>	ご意見を踏まえ、第一次とりまとめ、第二次とりまとめに関する記述を追加しました。
21	2 長野県の取組	「第1章 基本的な考え方 1 基本方針策定の趣旨」を、答申の「はじめに」にあるように、長野県における人権政策の歴史的経緯から記すように修正し、その部分との整合性を図りながら、歴史的経緯を時系列として示す必要がある。	ご意見を踏まえ、記述を追加しました。
22	2 長野県の取組	「平成14年（2002年）長野県部落解放審議会から・・・答申が出され」については、部落解放審議会答申での記述を基に、その趣旨を具体的・客観的に紹介しながら書くべきである。	ご意見を踏まえ、部落解放審議会答申の内容に関する記述を追加しました。
23	2 長野県の取組	「同和問題の残された課題は一般対策として取り組んできました。」の部分について、残された課題とは何か。何をどのように取り組んできたのか具体的に示す必要がある。	ご意見を踏まえ、部落解放審議会答申の内容に関する記述を追加しました。
24	2 長野県の取組	「第1章 基本的な考え方 1 基本方針策定の趣旨」との整合性を図りながら、「部落解放審議会廃止条例（案）」の提出、否決。更に「人権尊重推進委員会」は要綱で設置し、平成19年に廃止されたことも客観的事実として記すべきである。	ご意見を踏まえ、経過についての記述を追加しました。
25	2 長野県の取組	答申はどのようなものだったのか、審議経過や県民意識調査の結果、その答申の要旨についても記す必要がある。	ご意見を踏まえ、答申の趣旨について記述を追加しました。 なお、答申については、基本方針に参考資料として添付します。

No	該当箇所	意見・提言の要旨	県の考え方等
26	2 長野県の取組 第5章 1 同和問題 (1)現状と課題	<p>基本方針案の「長野県の取組」や「同和問題の現状課題」で、「残された課題は一般対策として取り組んできました」「一般対策により対応することとなりました」「一般対策として対応するとともに」としているが、「一般対策として取り組んできた」ということに疑問がある。</p> <p>答申でも、審議会の設置背景と目的・「県部落解放審議会」「県人権政策審議会の設置」と、「ウ）特別措置法の失効と『一般対策への移行』」のところで、「工夫を加え」の中身を具体的に示し、県が一般対策に差別の実態に即して工夫を加えつつ取り組んできたことを指摘している。</p> <p>県は、一般対策に差別の実態に即して工夫を加えつつ取り組んできたのか。大切な観点（差別の実態に即して工夫を加えつつ）を抜かした「一般対策で取り組んできた」という言い方では、理解できない。「差別の実態に即して工夫を加えつつ」という観点において課題があった」と示すべきと考える。</p>	<p>ご意見を踏まえ、県の取組に関する答申の記述を追加しました。</p> <p>なお、答申については、基本方針に参考資料として添付します。</p>

### < 第3章 人権政策の基本理念 >

No	該当箇所	意見・提言の要旨	県の考え方等
27	1 人権の概念	<p>世界人権宣言に基づく各種人権条約には、各種個別の人権の概念・理念が具体的に示されているので、それを具体的に紹介すべきである。</p>	<p>多くの人権条約のうち、代表的なものとして、世界人権宣言を紹介しています。</p> <p>なお、人権条約等については、基本方針に参考資料として添付します。</p>
28	1 人権の概念	<p>答申にある「従来は問題視されなかった分野においても個々人の人権とする捉え方も広がりつつあります。」も書き加えるべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、記述を追加しました。</p>
29	1 人権の概念	<p>「自身の人権を主張するだけでなく・・・」の記述は、審議会でも議論されたところであるが、県の人権政策をどう進めるかの基本方針にはなじまない。</p> <p>社会的弱者、社会的少数者の権利保障にあたって、被差別当事者の発言を抑えるかのような記述は削除すべきである。</p>	<p>答申では「他人の人権との衝突した場合における他人の人権との調整」を、また国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では「人権尊重の理念」として「権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと」を述べています。</p> <p>ご意見を踏まえ、「1 人権の概念」中の記述は削除し、「2 人権政策の基本理念」に表現を改めた上で記述しました。</p>
30	1 人権の概念	<p>「自身の人権を主張するだけでなく、権利の主張には、その責任を自覚し…」ということについて、これが『人権の基本理念』でいいのか疑問である。これまでの人権に関する定義では、（一般的に何かの役職や資格ともなっていて認められている権利には、権利と同時に義務がかせられる）しかし、本来人権の理念・定義では「人権は『人間である』ということだけを条件に認められている権利で」「権利をもつための条件として守るべき義務は基本的にはない。」「人権に係わって責任や義務がまず第一に生じるのは国家であり、政府」という認識である。専門家の中でも、この当たり前だと思っていた定義が、長野県の基本方針・『人権の基本理念』で本当によいのか。現状課題の対応として、次の項の『方向性』としてなら、まだ理解はできるところである。</p>	
31	2 人権政策の基本理念	<p>答申に比べ、非常に短い文章となっている。答申では、「ノーマライゼーションの理念」や「心の豊かさを求める社会」「人権政策を進める方向」などが盛り込まれていますが、基本方針案ではそれらがすべて無視されている。恣意的に短くしたのかわからないが、人権政策の基本理念という重要なところであり、充実した内容にするべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、記述を修正しました。</p>

No	該当箇所	意見・提言の要旨	県の考え方等
32	2 人権政策の基本理念	人権政策を進める方向性として、行政施策を人権の視点に立った施策として実行することが必要である。 人権行政、行政ではなく、すべての行政政策の根底に「人権」を位置づけるべきである。	ご意見を踏まえ、「人権の視点に立つて施策を推進し」との記述を追加するとともに、第4章「1 人権の視点に立った行政」の冒頭でも記述しました。

#### < 第4章 人権施策の方向性 >

No	該当箇所	意見・提言の要旨	県の考え方等
33	(全般)	答申では「人材育成・資質向上」や「自立・自己実現のための施策」があるが、基本方針(案)では盛られていないので、これも入れるべきである。	「人材育成・資質向上」については、「2 人権教育・啓発 (1)学校における人権教育」で教職員の研修の充実について、「(2)社会における人権教育・啓発」では、人権教育リーダーの育成等について記述しています。 県職員の資質向上については、ご意見を踏まえ、「1 人権の視点に立った行政」に記述を追加しました。  「自立・自己実現のための施策」については、第3章「2 人権政策の基本理念」で総論として記述してありますが、ご意見を踏まえ、「第5章 分野別施策の方向性」に記述を追加しました。
34	1 人権の視点に立った行政 (意見募集時の案では「人権の視点による行政」、以下同じ)	「行政に携わるすべての県職員が・・・求められます。人権行政の担い手であることを自覚し、・・・施策の企画・実行・点検・改善にあたります。」とあるが、この2つの段落の一部は同様の言い回しであると思われるので、文章を整理してはどうか。	ご意見を踏まえ、修正しました。
35	1 人権の視点に立った行政	「県全体が人権の視点に立つて・・・」が、行政としての県当局を示しているのか、長野県民すべてなのかよくわからない。	
36	1 人権の視点に立った行政	原案では、「例えば・・・」という文章から始まっているが、唐突であるため、冒頭に以下の文章を追加してはどうか。  追加文案 県行政の推進にあたっては、全ての分野で人権の視点に立った行政を推進していくことが求められています。	
37	1 人権の視点に立った行政	文章の意味を理解しやすくするため、以下の文章の修正を行ってはどうか。  原案 人権行政の担い手であることを自覚し、・・・に当たります。また、職員研修の充実を通じて・・・ 修正案 全ての県職員が、人権行政の担い手であることを自覚し、・・・に当たります。このため、職員研修の充実を通じて・・・	
38	1 人権の視点に立った行政	これからの「方向性」を示していくに当たって、基本方針の構成としてこれまで記してきた「趣旨」や「背景」そして「取り組み」の経緯、「基本理念」が当然踏まえられたものとしなければならない。 しかし、この項では、何ら具体的にしめされていない。	「第1章 基本的な考え方」、「第2章 基本方針策定の背景」、「第3章 人権政策の基本理念」を踏まえ、「第4章 人権施策の方向性」において、人権政策の基本理念を実現するための県としての基本的な姿勢を示しています。

No	該当箇所	意見・提言の要旨	県の考え方等
39	1 人権の視点に立った行政	差別の実態や人権侵害の実態のあることを前提として示し、なおかつこれまでの県行政の取り組みの総括を踏まえ、同和行政の中で積み上げられてきた成果をさらに発展させていく方向を盛り込むべきである。	「第5章 分野別施策の方向性」において、各分野ごとの「現状と課題」を記述しています。 これまでの取組も踏まえ、各人権課題の解決に向けて取組んでいきます。
40	1 人権の視点に立った行政	人権行政の担い手だけでなく、指導者としての位置づけが必要である。 職員は、県民全員の先端を行く人権指導者でなくてはならない。 県職員全員が、人権意識を持って、県民のリーダーでなければならない。	ご意見の趣旨を踏まえ、職員研修などを通じて職員の資質向上と人権尊重の意識を高めるよう努めてまいります。
41	2 人権教育・啓発	「県民の人権問題に対する正しい知識の習得の理解促進」という表現はわかりにくい。	ご意見を踏まえ、「知識の習得と理解の促進」に修正しました。
42	2 人権教育・啓発	「人権意識が、一人ひとりの心の在り方（考え方）に関わることであり、」という部分は、「人権意識の在り方は違いがあり、」という表現に修正してはどうか。	ご意見を踏まえ、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」を参考に修正しました。
43	2 人権教育・啓発	「妥当性を肯定し、逆にそれが侵害されることの「問題性」を認識して、人権侵害を解決せずにはいられないとする意識と考えられ・・・」とあり、余りにも大上段に構えすぎではないか。高邁かつ表現が硬すぎるように思われる。 これでは、一步も二歩も引いてしまう。答申では、憲法や国の人権擁護推進審議会答申などの内容を取り上げているので、これらを参考にして、もう少し柔らかい表現にしてはどうか。	ご意見を踏まえ、記述を修正しました。
44	2 人権教育・啓発	この項として、まずは人権教育・啓発の「総括」と「現状」を示すべきである。特に、答申で明らかにされたように平成20年6月実施の「県民意識調査」結果も引用していくべきである。	この項は、これからの人権教育・啓発に関する方向性を記述しています。 第5章「1 同和問題」に県民意識調査の結果を記述しています。
45	2 人権教育・啓発 (1)学校における人権教育 (意見募集時の案では「(1)学校人権教育」、以下同じ)	「学校人権教育」という用語は一般的には使用されていないため、「(1)学校人権教育」を「(1)学校教育における人権教育」と変更してはどうか。	ご意見を踏まえ、「(1)学校における人権教育」に修正しました。
46	2 人権教育・啓発 (1)学校における人権教育	「実践につながりやすい教材・資料を研究・開発します。」について 県内小中学校では、副読本「あけぼの」（長野県同和教育推進協議会発行）が広く活用されている。 この副読本は、指導内容として人権教育に関わる今日的な課題である同和問題ほか「女性・子ども・高齢者・障害者・外国人・HIV感染者等」に関する問題、また様々な人権に関する問題を取り上げている。 この本は、県教育委員会の指導を得て、1973年（昭和48年）以来4回の改訂が行われ、最新版では、2004年（平成16年）に小学校低学年向けが発行されている。 信濃教育会としても、発行元である「長野県同和教育推進協議会」の構成団体の一員として、「あけぼの」の発刊の支援をしている。 30数年の使用実績をもち、人権教育推進のため貢献してきた「あけぼの」の改訂・活用のため、支援を要望する。	県教育委員会としては、「あけぼの」の改訂作業に対して、人権教育担当指導主事を派遣したり、掲載資料を提供するなどの支援をしていきたいと考えます。

No	該当箇所	意見・提言の要旨	県の考え方等
47	2 人権教育・啓発 (1) 学校における人権教育	「なお、同和教育の中で、・・・人権教育として、発展的に再構築を図っていきます。」とあるが、「発展的に再構築」とはどのようなことが、具体的に例示してはどうか。	同和教育の取組の中で、差別の現実に学び、厳しい立場にいる者の心の痛みや差別に立ち向かう生き方に共感する学習等に加えて、諸外国の人権教育の手法等を取り入れてきた経過があります。こうした同和教育の中で積み上げられてきた成果等を、これからの人権教育に活かし、「人権教育指導の手引」等の人権教育推進のための資料などに反映したいと考えております。
48	2 人権教育・啓発 (1) 学校における人権教育	「なお、同和教育の中で、・・・人権教育として、発展的に再構築を図っていきます。」は、「2 人権教育・啓発」の前書き部分にもっていくべきである。	ご意見を踏まえ、修正しました。
49	2 人権教育・啓発 (1) 学校における人権教育	学校教育の中で「各種専門学校」や「大学」も入れるべきである。	ご意見を踏まえ、「幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校、特別支援学校等相互の連携...」と修正しました。 大学、短期大学、高等専門学校などに対しても様々な啓発資料などの情報提供を行うとともに連携に努めてまいります。
50	2 人権教育・啓発 (1) 学校における人権教育	学校の教職員のみでなく、幼稚園の教諭や保育士の人権に対する理解が重要であるため、「2 人権教育・啓発」の「更に、教職員が・・・」を「更に、幼稚園の教諭や保育士、学校の教職員が・・・」に修正してはどうか。	幼稚園教諭、保育士及び職員については、「教職員」ととらえています。 ご意見の趣旨は、今後の取組を進める中で反映されるよう努めてまいります。
51	2 人権教育・啓発 (1) 学校における人権教育	同和教育の成果をふまえ、人権教育を創造していく必要があるが、その上で同和教育を人権教育の重要な柱として位置づけていく必要があることを明確にする必要があるため、「(1)学校人権教育」の最後に以下の文章を追加する。  追加文案 その際、同和教育を人権教育の重要な柱に位置づけていきます。	第4章「2 人権教育・啓発」の取組の中で、ご意見の趣旨が反映されるよう努めてまいります。
52	2 人権教育・啓発 (2) 社会における人権教育・啓発 ( 意見募集時の案では「(2)社会人権教育・啓発」、以下同じ)	企業については、差別的な選考が依然行われていることから、例えば特に新学卒者への「進路保障会議」の設置や公正採用推進員等への研修など、体制の整備と強化を図ることを具体的に盛り込むべきである。	公正な採用については、「イ 企業・職場」に記載してあります。 なお、ご意見については、今後の取組の参考とします。
53	2 人権教育・啓発 (2) 社会における人権教育・啓発	「社会人権教育・啓発」という用語は、一般的には使用されていないため、「(2)社会人権教育・啓発」を「(2)社会教育における人権教育・啓発」に変更してはどうか。	ご意見を踏まえ、「(2)社会における人権教育・啓発」に修正しました。
54	2 人権教育・啓発 (2) 社会における人権教育・啓発	「企業の経営理念の中に人権尊重の理念を加え、・・・人権教育の積極的な取組が期待されています」とあるが、「期待されています」ではなく、「求められます」としてはどうか。	ご意見を踏まえ、記述を修正しました。
55	2 人権教育・啓発 (2) 社会における人権教育・啓発	「(3)効果的な啓発」の中で「県人権啓発センター」について記されているが、答申の中でも指摘されているように、今後の取り組みにおいても重要となることから、新たに項をおこして具体的な方向を示すべきである。	ご意見を踏まえ、「(3)人権啓発センターによる啓発」の項目を設けました。
56	2 人権教育・啓発 (2) 社会における人権教育・啓発	人権啓発センターの充実と活用について、センターの職員を増やし、すべての人権に関わる問題を取り扱われたい。 また、人権に関わる研究会、研修会の企画・運営、副読本の発行・改訂、ビデオ等の制作、講師の派遣などに取組まれたい。	人権啓発センターでは、これまでも人権問題全般について、啓発等に取り組んでいます。 今後も引き続き資料展示や情報提供の充実を図り、センターの利活用の促進に努めてまいります。



No	該当箇所	意見・提言の要旨	県の考え方等
57	3 人権相談・支援	人権の観点を踏まえた総合相談に携わる人に対する研修を計画的に実施することなしに、効果的な総合相談は期待できないため、「3 人権相談・支援」の最後に以下の文章を追加してはどうか。  追加文案 (4)総合相談のための人材の育成 総合相談に携わる人を対象とした研修を計画的に実施します。	ご意見を踏まえ、「1 人権の視点に立った行政」の中に「職員の資質の向上」の記述を追加しました。 また、「2 (5)人権にかかわりの深い職業従事者に対する研修」でも研修の充実について記述しており、職員の資質向上に取り組んでいきます。
58	3 人権相談・支援 (1)総合相談体制整備	「人権総合相談体制を整備し」は、県民が行きやすい場所（地方）、専門性を持つ弁護士などを含めた人材面、特に心情面で理解できる被差別当事者も含めるべきである。	相談体制の整備にあたっては、相談者が相談しやすいように、また専門性にも配慮します。
59	3 人権相談・支援 (1)総合相談体制整備	(1)総合相談体制の整備について、答申では「特に同和問題や外国人問題では・・・」としている指摘を無視することなく尊重して盛り込むべきである。 あわせて、「人材確保」に関しても入れるべきである。	答申を踏まえて、総合相談体制の整備の取組を進めていきます。 第5章「1 同和問題」、「2 外国人」においても、相談について記述しています。 また、人材確保については、職員の人材育成により取り組んでいきます。
60	3 人権相談・支援 (1)総合相談体制整備	「人権総合相談体制」が言われているが、既存行政による相談体制の一本化、つまりワンストップ化こそ目指すべきである。あらたな人的配置を有償でNPO、民間と称したところにすべきではない。 「人権」をオールマイティにとらえられるのは、専門職の弁護士ではない。相談体制のネットワークづくりは、県弁護士会と相談して進められたい。 同和団体は、同和問題を当事者として理解はできても、それ以上でもそれ以下でもない。鳥取県で実施している相談体制とそこに至る議論を充分参考にされたい。	県として総合相談体制を整備し、関係機関と連携して人権問題の早期解決が図られるよう努めます。 なお、NPO等との協働については、検討していきます。
61	3 人権相談・支援 (2)国、市町村、関係機関との連携	「民間団体との協働について検討します。」となっているが、答申を尊重する上からも「推進します」に改めるべきである。	相談活動を行っている民間団体は、その団体の設立経緯や運営状況などが様々であることから、各分野ごとに協働のあり方については検討する必要があると考えます。

### < 第5章 分野別施策の方向性 >

No	該当箇所	意見・提言の要旨	県の考え方等
62	全般	第5章の人権課題は、同和問題からインターネットによる人権侵害まで、11項目が挙げられ、非常に多岐にわたる問題が生じている。また、命にかかわる問題も多く、急いで取り組むことが必要な課題もある。 このことと推進体制を考えたとき、多様な課題を同時に様々な立場で総合的に推進していくことも大事だが、重点課題をもっと絞りこんだ中で全県的に推進していくことも必要ではないか。	いずれの人権課題とも重要な問題であり、基本方針では分野ごとに取り組むこととしています。 緊急の課題については、庁内の連携を図りながら、担当部局が中心となって施策を推進していきます。
63	全般	11の分野を選定した根拠・背景が、それぞれの「現状と課題」だけでは説得的ではなく、特にそれが「例示」なのか「限定」「不可欠」なのかははっきりしない。	答申された11分野の人権課題について、県の施策の方向性を記述しています。
64	1 同和問題 (全般)	ねばり強い啓発活動が必要である。 県において、同和教育が人権教育に名前を変え、部落差別を取り上げなくなったように思う。県として、基本方針でやる気を出してほしい。	「人権教育」は、同和教育の取組の中で築いてきたものを大切にしながら推進しており、基本方針に基づき、引き続き教育・啓発に取り組んでいきます。
65	1 同和問題 (全般)	「一般対策に差別の実態に則して工夫を加えつつ対応する」との考え方は活かされていない。 「長野県人権政策推進基本方針」が県下各地に徹底されるよう、力強く打ち出してほしい。	課題解決に向けて各種施策を的確に活用していきます。 また、ご意見を踏まえ、県民・市町村などへの周知を図っていきます。

No	該当箇所	意見・提言の要旨	県の考え方等
66	1 同和問題 (全般)	同和問題は、就労・教育・福祉といった多様な問題とともに、人権侵害・差別事象がある中で現状認識や実効性のある相談体制の構築など審議会答申の内容が十分に反映されていると言えない。 基本方針は、今後の同和行政の在り方を左右する重要なマスタープランとして機能するものであり、県下市町村、活動体、各種団体などの活動方針にも、多大に影響を及ぼすものである。 ゆえに、審議会答申内容並びに活動体等の意見・要望を十分に尊重され、可能な限り方針に反映されるよう切望する。	県としては、答申を踏まえて基本方針を策定していますが、ご意見を踏まえ、記述の修正・追加を行いました。 また、基本方針については、県民・市町村などに周知を図っていきます。
67	1 同和問題 (全般)	答申では、「同和問題と外国人問題が特筆する課題」とし、「力点を置いて答申を作成した」ことになっているが、基本方針(案)では、その点が軽視されており、極めて不十分である。	県としては、答申を踏まえて基本方針を策定していますが、ご意見を踏まえ、記述の修正・追加を行いました。
68	1 同和問題 (全般)	同和問題の推進にあたって、県条例の策定が急務ではないかと思うがどうか。 栃木県と大分県で県条例が策定されているので参考にしてはどうか。 条例の策定後に、推進を位置づけるための基本計画の策定がなされなければならないと思うがどうか。この2点がセットでなければ、推進に対する方向と評価ができない。	県としては、今回策定したこの基本方針に基づいて、人権政策を推進していきます。 施策の推進にあたっては、政策評価制度等により施策の見直しを行っていきます。
69	1 同和問題 (全般)	職員のスキルアップのために、研修・育成をどうするかの見点が欠けている。大阪の部落解放・人権研究所で、毎年実施している人権大学に派遣することも大切である。	ご意見を踏まえ、第4章「1 人権の視点に立った行政」の中に「職員の資質向上」の記述を追加しました。
70	1 同和問題 (全般)	以下の4つの指標からみると、同和問題を特別に厳しい差別とする時代ではなくなっている。 住宅・生活環境や就労・教育など生活実態にみられる部落と周辺地域との格差が是正されること。 地域社会で、先祖で個人を評価したり、部落について誤解や偏見の言動がその地域社会で受け入れられなくなり、多数意見にならないなど基本的人権の理解が定着すること。 歴史的な差別の結果として部落住民の生活態度・習慣にみられる粗野な言動など問題状況が克服されること。 地域社会住民の自由な社会的交流が進み、人びとを分け隔てることなく融合が実現すること。 従って、2002年3月末に国で特別対策を終結した観点、県も田中県政で特別対策を終了した経緯を踏まえ、いまや行政上同和という枠を取りはずすことこそが、真の自由な住民交流ができるものである。 こうした観点からみると、なぜ同和問題が一番にくるのか、ということが問題である。県民意識調査を踏まえて分野別施策を並べ替えられたい。	人権政策審議会では、どの人権課題も重要であると認識した上で、諸団体からの意見募集・ヒアリング、県民の意識調査の結果、人権課題についてのこれまでの経緯や現況を総合的に分析、検討した結果、同和問題と外国人問題が長野県における特筆する課題であると判断して、同和問題と外国人問題を分野別施策の冒頭においた答申がなされました。 基本方針は、この答申を踏まえて分野別施策を記述しています。
71	1 同和問題 (1)現状と課題	「経済的、社会的、文化的に低い状態におかれることを強いられ、」という部分は、「経済的、社会的、文化的に差別的な状態におかれることを強いられ、」という表現に修正してはどうか。	法務省等で用いている記述に合わせています。
72	1 同和問題 (1)現状と課題 (3)具体的施策の方向	「今なお日常生活の上でいろいろな差別を受けているといわれる…」とあたかも他人事のような客観的な言い方をしている。そこには、「行政の責務」性も「国民的課題」とであるという認識も自覚もなければならぬ。 また、同様に「(3)具体的施策の方向 ウ 施策の推進」においても「同和問題としての固有の課題があると言われるので」という言い回しがされている。	同和問題は重要な人権課題であると認識しています。 多くの方からいただいた同様のご意見を踏まえ、記述を修正しました。

No	該当箇所	意見・提言の要旨	県の考え方等
73	1 同和問題 (1) 現状と課題	近年国連の人種差別撤廃委員会や国連人権小委員会（2008年8月以降国連人権理事会諮問委員会へと移行）では、日本の部落問題をインドをはじめとした南アジア各国に存在するカースト制度に起因する差別（ダリット差別）、アフリカのいくつかの国に存在する同様の差別とともに「世系（descent）」に基づく差別、あるいは「職業と世系に基づく差別」として捉え、これらの差別がそれぞれの国の歴史と文化に深く根ざした差別と捉えるようになってきているため、「わが国固有の人権問題で…」を「わが国の歴史と文化に深く根ざした人権問題で…」に変更する。	法務省等で広く用いている「固有の人権問題」としました。
74	1 同和問題 (1) 現状と課題	「同和問題とは、日本社会の歴史的経過で形成された身分差別…」とあるが、「身分差別」という認識でよいのか。 今の歴史認識、教科書や県教育委員会が示してきたものにも、こうした認識ではないはずである。	ご意見を踏まえ、法務省が用いている記述を参考に修正しました。
75	1 同和問題 (1) 現状と課題	「旧同和地区住民」という文言が使われている。「旧」とは、すでに今は同和地区住民が居ないということなのか。これはまさに差別表現であると言わなければならない。	文章中の「旧」という表現は適切でなかったと考えます。 ご意見の文章は、No.76の意見も踏まえ、記述を修正しました。
76	1 同和問題 (1) 現状と課題	「県民の同和問題に対する理解や認識も進み」の表現は、答申で指摘した「県民意識が後退している」とことと全く矛盾している。何の根拠で「進んだ」と言うのか明らかにすべきである。	ご意見の箇所は、昭和44年から地対財特法が廃止される間の取組の成果を記述したものであり、この趣旨が明確になるよう修正しました。
77	1 同和問題 (1) 現状と課題	「人権・同和問題」（部落解放審議会答申）という用語に関して、今回の基本方針の文面の中には、「同和問題」「人権問題」という使い方しかなく、「人権・同和問題」「人権・同和教育」という使い方がされていない。 県の方針として、「人権・同和問題」「人権・同和教育」「同和教育」の用語は使用しないと理解してよいか。	県としては「人権教育」を用いますが、「人権・同和教育」と目指すところは同じと考えます。
78	1 同和問題 (1) 現状と課題	答申では、同和問題の基本認識 同和問題解決への取り組み経緯、ア．国・県の取り組み経緯 イ．「同和対策特別措置法」は事業法 ウ．特別措置法の失効と「一般対策への移行」 エ．長野県部落解放審議会答申オ．長野県部落解放審議会答申と長野県・長野県議会の対応 カ．人権政策審議会の設置などが具体的に示されているが、基本方針（案）では、ごく簡単にしかも極めて客観的にしかまとめられていない。これは答申の軽視ではないか。	ご意見を踏まえ、本項及び第2章「2 長野県の取組」に経過の記述を追加しました。 なお、答申については、基本方針に参考資料として添付します。
79	1 同和問題 (1) 現状と課題	答申では「同和問題の現状」として ア．就労・教育・福祉・人権侵害 イ．県民の意識として示されているが、基本方針（案）では、具体的な記述がない。部落差別の現状認識なくして、どうして施策の方向が出せるのか。まったく方針を構成していく上でも矛盾している。	ご意見を踏まえ、記述を追加しました。
80	1 同和問題 (1) 現状と課題	「人権政策審議会答申においては、同和地区では就労・教育・福祉などの課題がより集中してより強く現われる傾向があるとともに、…」とあるが、根拠もなく記すことは、県民に誤解と偏見を与えるものである。 同和問題に起因するものは特別対策などで解消させるべく努力してきたので、今ある課題の多くは、どの地域にもみられる社会の要因が反映しているものである。	基本方針は、答申を踏まえて策定しています。
81	1 同和問題 (1) 現状と課題	「情報化社会ならではの新たな問題も発生していると述べています。」の下線部を、「新たな形態による差別も発生してきています。こうしたことを踏まえ、同和問題の解決に向けて、一歩でも前進するためには、県の責務として、また県民一人ひとりの課題として取組をしていきます。」に改められたい。	ご意見を踏まえ、「(3)ウ 課題解決に向けた施策の推進」に記述を追加しました。

No	該当箇所	意見・提言の要旨	県の考え方等
82	1 同和問題 (1) 現状と課題	「基盤整備は着実に成果を上げ、様々な面で存在していた・・・」について、答申でも示しているように、「同和対策特別措置法」は事業法であり、生活環境等の基盤整備は成果を上げた。 しかし、国においては「教育、就労、産業等には残された課題があるとして、平成12年に「人権教育・啓発推進法」が制定され取り組むことされた。 よって、「様々な面」を「生活環境面」に修正する検討が必要と思う。	国の地域改善対策協議会意見具申（平成8年）における「現状と課題」から引用して記述しました。
83	1 同和問題 (1) 現状と課題	「・・・県としても一般対策として対応するとともに、・・・に基づき教育・啓発に取り組んできました。」について、県として平成14年1月の部落解放審議会答申で出された事業に取り組んできたとの内容であるが、答申の11ページの「オ 県部落解放審議会答申と長野県・長野県議会の対応」の中では「長野県がこの答申を具体化することはほとんどありませんでした。」としている。 基本方針（案）と答申の内容に違いがありますので、どちらかに統一されたい。	ご意見を踏まえ、記述を修正しました。
84	1 同和問題 (1) 現状と課題	「しかし、平成20年・・・「人権に関する県民意識調査」からは、結婚問題に関して差別意識が残っていること等がわかりました。」の記述について、平成20年の「人権に関する県民意識調査」からは、結婚問題に関しての差別意識だけでなく、答申の12ページの「イ 県民の意識」の中では「同和問題の解決に消極的あるいは無関心と思われる回答が、前回調査に比べて増加しています。これはこの間、長野県の取組が停滞あるいは後退したこと、」と指摘している。 このような内容を記述するべきではないか。	ご意見を踏まえ、県民意識調査結果に関する記述を追加しました。
85	1 同和問題 (1) 現状と課題	「同和対策事業特別措置法」から「地対財特法」の特例措置は「被差別部落民の救済」が主目的ではなく、劣悪な被差別地域を放置してきた地方公共団体の差別政策を糾弾し、早期解決のために「前年度予算程度しか予算措置を講じられない行政への緊急財政支援法」であり、長野県では平成12年度は8億600万円が、「法」最終年度の平成13年度は8億1700万円が、特別地方交付税として総務省財政課から交付されている。また、現在も激変緩和措置として平成20年度の実績で1億382万5千円が交付されている。「法」が失効したとして、いち早く全ての同和施策を打ち切った長野市には4043万円余、松本市へも2014万円余が交付されている。差別行政の結果、多額の交付金を手にして他事業に流用しながら、「法」が終了したと言ってもは何もしないでは、被差別部落民は浮かばれないし、「焼け太り」は許されない。 「一般対策への移行」とは、「差別政策をしてきた地方公共団体の支援を33年間もしたのだから、これからは自前の予算で部落差別をなくす努力をなさい。」という国の方針なのだから、そのようにすればよい。	県としては、基本方針により引き続き同和問題の解決に向け、取り組んでいきます。
86	1 同和問題 (2) 基本方針	答申での「同和問題の歴史・固有性・実態を踏まえた施策」として指摘されているにもかかわらず、それを全く無視している。「地域ニーズを的確に把握しながら・・・」と述べているが、どのように把握するのかが示されていない。	ご意見を踏まえ、記述を追加しました。 地域ニーズの把握については、「ア 実効ある相談体制の構築」及び「ウ 課題解決に向けた施策の推進」により取り組んでいきます。
87	1 同和問題 (2) 基本方針	「各種制度の対応など・・・」が意味が不明確であるため、「各種制度の活用など・・・」に変更してはどうか。	ご意見を踏まえ、修正しました。
88	1 同和問題 (2) 基本方針	「また、県の相談・支援体制を強化するとともに、・・・」について、「強化」の表現は今あるものをよりよくする意味があると思われるが、現在は県においては相談・支援体制は無いように思われる。答申の13ページのアで指摘しているように、「相談・支援体制を構築する」にするべきでないか。また、「(3) 具体的施策の方向」でも「実効性のある相談体制の構築」としている。	現在も相談窓口を設置していますが、基本方針では「相談者の状況に十分配慮し、総合的・専門的に対応できるよう、相談体制を整備」することとしています。 また、相談窓口の周知も引き続き行っていくます。

No	該当箇所	意見・提言の要旨	県の考え方等
89	1 同和問題 (3)具体的施策の方向	<p>答申では、今後の施策の具体的な方向として6項目を示しているが、基本方針（案）では、3項目しか示されていない。</p> <p>欠落しているものは、実態把握の実施（案では把握方法を検討します。だけとなっている）、人権啓発センターの充実と活用（案ではごく簡単に記述されているだけ）、当事者の権利としての「自覚」「自立」「自己実現」に対する支援、長野県の体制整備と人材確保である。</p> <p>このことは、答申を尊重すると言いながら必要のないものとして無視したのか。</p>	<p>県としては、答申を踏まえて基本方針を策定しており、答申で示された6項目については、基本方針に反映していますが、ご意見を踏まえ、記述の修正・追加を行いました。</p>
90	1 同和問題 (3)具体的施策の方向	<p>答申にある「同和問題の歴史・固有性・実態を踏まえた施策」を項目として入れるべきである。同和問題解決への方向が「教育・啓発」と「相談」だけではなく、審議会答申が第一にあげている「同和問題の歴史性・固有性・実態を踏まえた施策」という観点を一つの項目として示すべきである。全体の人権施策の方向性では、「人権の視点による行政」の中で、「...様々な分野が関係していきます」とあるように、すでに存在する他の人権施策と同様に、こうした観点が改めて大切だと思う。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、「(2)基本方針」に記述を追加しました。</p>
91	1 同和問題 (3)具体的施策の方向	<p>「ア 多様な手法による教育・啓発」について 研修会等への企業からの参加について、総務・人事・労務担当者に偏りが目立つ。全役員・社員が参加するよう配慮すべきである。</p> <p>また、地域における人権活動についても、役員等が主な参加者で、その他多くの住民の参加は極めて少ない。一人でも多くの地域住民と県民の人権問題に関する「知識力」「実践力」の高度化が重要である。</p>	<p>ご意見の趣旨が反映されるよう、今後の取組の中で努めてまいります。</p>
92	1 同和問題 (3)具体的施策の方向	<p>人権啓発センターについては、「ア 多様な手法による教育・啓発」の項で触れているが、今後の再構築に向けて、新たな項を設け、答申にそって方向づけすべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第4章「2 人権教育・啓発」に項目を設けました。 (No.55参照)</p>
93	1 同和問題 (3)具体的施策の方向	<p>答申では人権啓発センターに、「専門的な知識を持った職員（学芸員）の設置などを検討」とあります。この観点を「検討」すらしめない姿勢ではなく、大切なこととして実現していくための、せめて「検討」は方向として示すべきと考える。</p>	<p>引き続き職員の資質向上を図り、専門性が確保されるように努めてまいります。</p>
94	1 同和問題 (3)具体的施策の方向	<p>「ア 多様な手法による教育・啓発」の「隣保館を拠点とした学習機会の確保や地域住民の交流促進などの取組、県民との協働による啓発活動を支援していきます。」は、隣保館のことを言っていると思うが、「...の取組、県民との協働...」という表現により、だれと県民が協働するのかわかりづらくなってしまっている。</p>	<p>ご意見を踏まえ、記述を修正しました。</p>
95	1 同和問題 (3)具体的施策の方向	<p>「隣保館を拠点とした学習機会の確保」や「隣保館は、住民の生活実態やニーズに応じた・・・」などと、隣保館を拠点とする方針があるが、現在、隣保館を運動団体の事務所に使用しているところがあり、特別対策が終わった今、一般対策として、市民誰もが安心して使用できる名称にし、使用するべきであるがそうっていない。</p> <p>隣保館の役割も同和問題解決の拠点ではなく、社会福祉法に基づいて、市民ニーズにあわせて、学習・交流・教養など多面的に活用されるべきである。その意味で、隣保館の役割に枠をはめないでほしい。</p>	<p>県では、人権相談や地域住民相互の理解と交流を図る開かれたコミュニティ施設としての隣保館に助成しています。</p>
96	1 同和問題 (3)具体的施策の方向	<p>答申では「人権教育・啓発の基本方針を策定することが求められる」としているがその記述はない。その必要性はないのかどうか明らかにするべきである。</p>	<p>人権教育・啓発については、この基本方針の第4章「2 人権教育・啓発」などにより取り組んでいきます。</p>
97	1 同和問題 (3)具体的施策の方向	<p>「ア 多様な手法による教育・啓発」の「学校、家庭・地域、企業・職場」に「幼稚園・保育園」を追加すべきである。</p>	<p>「幼稚園・保育園」の児童に対する人権教育は、第4章「2 人権教育・啓発」において記述しています。 様々な場を通じて、教育・啓発に取り組んでいきます。</p>

No	該当箇所	意見・提言の要旨	県の考え方等
98	1 同和問題 (3)具体的施策の方向	答申では、教育・啓発について「現地研修・フィールドワークなどを取り入れた新たな推進方法を再構築する必要があります。」とあり、今必要なのは新たなことであり、方針に書き加えるべきである。	「イ 多様な手法による教育・啓発」に、「新たな手法による教育」と記述しており、ご意見の趣旨を踏まえ取り組んでいきます。
99	1 同和問題 (3)具体的施策の方向	「人権問題に関する総合相談体制を整備し、同和問題についても対応します。」を「同和問題をはじめ人権問題に関する総合相談体制を整備し、対応します。」と変える。「同和問題についても」が、同和問題が付け足しのような扱いに受け取れるため。	ご意見を踏まえ、記述を修正しました。
100	1 同和問題 (3)具体的施策の方向	答申では、最初にアとして「相談体制」をもってきているが、基本方針（案）では、2番目のイになっているがどうしてか。重要度の認識の差なのかどうか明らかにする必要がある。	ご意見を踏まえ、記述を修正しました。
101	1 同和問題 (3)具体的施策の方向	「イ 実効性のある相談体制の構築」について、答申の指摘した「総合的」「専門的」「当事者性」という観点での「新たな」相談体制整備は無視されているのは何故か。 「同和問題についても対応」するとは、答申で指摘した固有性・緊急性はないと判断しているのか。極めて軽視した態度であり方向であると言わなければならない。	ご意見を踏まえ、記述を修正しました。
102	1 同和問題 (3)具体的施策の方向	実効性のある相談体制の構築には、誰もが行ってみたいと思うよう、場所や聞き取りなど出前相談的なことも考慮すべきである。	ご意見を踏まえ、取り組んでいきます。
103	1 同和問題 (3)具体的施策の方向	答申にある「当事者の権利としての『自覚』『自立』『自己実現』に対する支援」を入れるべきである。基本方針案の「人権政策の基本理念」には「一人一人の主体性や能力が発揮され、自己実現、自立、社会参加のできる社会環境を整備します」とあるが、同和問題でも改めてこの観点は入れるべきと考える。答申があえて同和問題の項のなかで項目として入れている重要性を受け止めるべきと考える。	ご意見を踏まえ、「ウ 課題解決に向けた施策の推進」に記述を追加しました。
104	1 同和問題 (3)具体的施策の方向	「ウ 施策の推進」について 本会が所属する同和関係の諸団体は、県・市ベースでいくつかあるが、事業内容にそれほどの相違が感じられない。組織の改編を推進すること等を通じて、「事業のための事業」は極力排除すべきである。 この際、基本方針策定を契機として、人権教育・啓蒙啓発を原点に立ち戻り、方向性等を模索・検討すべきではないか。	人権施策の推進に当たっては、ご意見を踏まえ取り組んでいきます。
105	1 同和問題 (3)具体的施策の方向	同和問題に関する「施策の方向」を観る限りにおいて、総体として言えることは、県はこれまでの取り組みによって格差をも改善し、全般的に大きく前進した。今後の課題は現状のある施策と体制で充分対応できるのであって、新たな施策は必要ない（予算を付ける必要もない）。ということに他ならない。財政が厳しいから、たとえ必要性があってもやらないというのであれば、政治や行政にたずさわる者としては言語道断である。鳩山新政権の掲げるように、政治・行政とは社会的弱者（マイノリティ）にこそ視点を与えて進めなければならない、としたことを自覚し共有すべきである。	相談体制の整備や各種施策を的確に活用し、取り組んでいきます。
106	1 同和問題 (3)具体的施策の方向	部落差別は、すぐれて「地区」に対する差別という特徴をもっているため、隣接地域との積極的な関係構築が重要である。また、「特別措置法」終了後の同和地区の生活実態を把握することは、これからの同和問題解決にとって不可欠であるため、「ウ 施策の推進」に以下の項目を追加してはどうか。（参考として、鳥取県は、2005年に同和地区の生活実態調査を実施している）  追加文案 ・ 同和地区が良くなるとともに隣接地区も良くなる人権のまちづくりを積極的に支援していきます。 ・ 同和地区の生活実態等の把握に努め、計画の策定に役立てていきます。	多様な人権課題に対応した開かれたコミュニティ施設である隣保館への支援を行っています。 実態の把握については、「ア 実効性のある相談体制の構築」及び「ウ 課題解決に向けた施策の推進」により取り組んでいきます。

No	該当箇所	意見・提言の要旨	県の考え方等
107	1 同和問題 (3)具体的施策の方向	答申には、県の体制整備と人材確保が書かれている。施策推進には、一番に担当セクションが必要である。専門性を持った人材確保も必要である。そのため、研修・長期展望にたった人材育成も必要である。県現地機関にも1名は配置すべきである。 後退した県人権行政・県民意識を変えていくため、体制整備がその一歩となる。	引き続き本庁及び現地機関における担当部署の周知を行うとともに、職員研修などを通じ、担当職員の資質向上に努めてまいります。
108	1 同和問題 (3)具体的施策の方向	「隣保館は、・・・総合的に活動を推進できるよう支援します。」について、隣保館の活動費補助金の「人権・共生のまちづくり事業補助金」の負担率は、平成16年までの負担割合、国：2分の1、県：4分の1、市町村：4分の1を現在は、国：6分の2、県：6分の1、市町村：6分の3となっている。 市町村においては負担が大きくなっており、厳しい財政状況のありから財政当局から活動縮小を求められている状況である。県の相談体制の一部に組み込むなら負担割合の復元を求める。 また、市においては同和問題のための専門の相談として、市費で部落解放関係団体に相談業務を委託している。この相談業務は主に会館の相談員と共同して対応しており、市内の相談件数の大半を占めている状況である。しかしながら、上記の補助金が平成17年から隣保館事業を何も実施していないとの指摘で打ち切られている。 については、県からは隣保館として認められていない状況であるため、県の相談体制に組み込まないようにして欲しい。	「人権・共生のまちづくり事業補助金」の負担割合を復元することは困難です。 人権問題に関する相談窓口は、国・県・市町村がそれぞれの役割の中で行っているものであり、今後も連携を図ってまいります。
109	1 同和問題 (3)具体的施策の方向	「同和問題としての固有の課題があると言われていた」とはどのようなことなのか。 また、誰が、いつ、どういう形で具体的施策の方向を出していくのか、はっきりさせた方がよい。	ご意見を踏まえ、記述を修正しました。 具体的な施策については、関係部局において、基本方針に沿って進めていきます。
110	1 同和問題 (3)具体的施策の方向	「固有の課題があると言われていたので、その把握方法について検討します。」は、課題としてしっかり認識した上で、より具体的な把握方法を考えてほしい。	ご意見を踏まえ、取り組んでいきます。
111	2 外国人 (全般)	県の特筆すべき人権問題としての内容が答申に比べて後退しているのではないかと。	答申を踏まえて、基本方針を作成しています。
112	2 外国人 (1)現状と課題	「派遣等を通じて製造業などの単純な労働に従事しているため、不安定な雇用形態にあること」の文を「多くが派遣等を通じた労働に従事しているため、不安定な雇用形態にあること」に修正してはどうか。	ご意見を踏まえ、記述を修正しました。
113	2 外国人 (3)具体的施策の方向	「イ 生活相談・支援」について、外国人問題の中でも特にお嫁さんについては、家族関係、夫との関係、子育て、地域の中や職場など様々な日常生活の中で困難に出会っている。 項目を別にして施策を書くべきではないか。	「イ 外国人に対する生活相談・支援」の中で取り組んでいきます。
114	2 外国人 (3)具体的施策の方向	「ウ 教育」について、答申にある「外国人に対し、学習機会の提供に努める必要」について記述するべきである。	ご意見を踏まえ、「イ 外国人に対する生活相談・支援」にコミュニケーション支援についての記述を追加しました。
115	2 外国人 (3)具体的施策の方向	「イ 外国人に対する生活相談・支援」について、心情面の理解ができる当事者（外国人）が必要なため、その人材育成について記述すべきである。	相談員の研修を進める中で、ご意見の趣旨が反映されるよう努めてまいります。
116	2 外国人 (3)具体的施策の方向	当事者(外国人)の生活実態調査の必要性を記載するべきである。	外国人に対する生活相談・支援や多文化共生推進連絡会議などを通じて、課題の把握に努めてまいります。
117	2 外国人 (3)具体的施策の方向	「ウ 教育環境の整備」の「母国語教室に対し行政・企業・県民が一体となって支援を行います。」について、母国語教室の支援を行政で積極的に関わっていくことは難しいので、「不就学の児童の減少を図るため、就学支援の充実を図ります。」程度に留めておいたほうが良いと思われる。	ご意見を踏まえ、記述を修正しました。

No	該当箇所	意見・提言の要旨	県の考え方等
118	3 女性 (1)現状と課題	デートDVについて、触れてほしい。	ご意見を踏まえ、記述を追加しました。
119	3 女性 (3)具体的施策の方向	「イ行政・地域・企業における政策・方針決定の場への女性の参画」について、男女共同参画の推進役としての意気込みが感じられない。 女性職員の管理職等への登用については、現状と数値目標を記述すべきである。	県では、第2次長野県男女共同参画計画により、目標達成に向け取り組んでいます。
120	3 女性 (3)具体的施策の方向	・「ウ 多様な活動や働き方が実現できる環境づくり」について、具体性・実効性が見えない。  ・「保育サービスの提供」は市町村が行うため、市町村に指導・要請する必要があるため、その文言を追加すべきである。  ・「出産・育児により女性の社会参加の機会が制限・・・」については、企業等への働きかけが必要ではないか。	・具体的な施策は、「長野県男女共同参画計画」及び「長野県次世代育成支援行動計画」に基づき推進していきます。  ・「保育サービスの提供」については、意見を踏まえ、記述を修正しました。  ・企業への働きかけについては、「ウ 多様な活動や働き方が実現できる環境づくり」に記載したとおり、引き続き取り組んでいます。
121	6 障害者 (3)具体的施策の方向	・県民の意識改革のための教育・啓発とともに、自立するための就労支援策について一歩踏み出して記述すべきである。  ・法定雇用率未達成企業への県の働きかけ、指導を記述すべきである。  ・県や市町村の積極的な採用を推進するとの方向性が必要ではないか。	・ご意見の内容については、「障害者プラン後期計画」に具体的に記載されており、計画に基づき、これらの施策の推進に今後とも取り組んでいきます。  ・県としては、今後とも長野労働局と協力して法定雇用率未達成企業等への働きかけを行っていきます。  ・県職員としての採用については、これまでも継続して採用を実施してきており、さらに採用対象者の拡大についても検討を進めます。 その旨は、「イ 障害者の就労促進」に記載しています。
122	6 障害者 (3)具体的施策の方向	・全県では約8000人の聴覚障害者がいるが、長野県中途失聴・難聴者協会に加入する人は25名不足である。なぜ、会が知られていないのか。 ・聴覚障害者は手話でコミュニケーションを取ると思われているが、聴覚障害者の15%しか手話でのコミュニケーションは取れず、「文字による通訳」でコミュニケーションを取っている。 デイサービスや老人施設では「大きな声で話しかける」という所があるが、これは聴覚障害者にとって一番「聞きにくい」「恥ずかしい」ことである。その様子を教育現場や職員教育の現場で教えて、職員の方や福祉に携わる方に知ってほしい。 ・文字による通訳がどこにでもある状態ではないので、講座や講演会、研修会に要約筆記通訳は付けて、聴覚障害者が「行きたいところに自由に行かれる機会を確保してほしい。特に参政権行使の場では疎外されており、法律に拒まれているとはいえ日本人として理想の議員を選択する機会を奪われている。このような事は1日も早く解消してほしい。 ・通訳派遣事業が市町村の義務で行われているが、市町村格差（理解不足、資金不足、通訳者不足）などにより大きな隔りがある。「基本理念」にありますように一市民・一県民として「自己実現」「自立」「社会参加」出来るよう施策に「難聴者の理解」「要約筆記の必要性」を取り入れていただきたい。	ご意見を踏まえ、障害者のコミュニケーション支援に関する記述を追加するとともに、「障害者プラン後期計画」に基づき取り組んでいきます。  ・長野県中途失聴・難聴者協会の活動や、要約筆記の必要性について、機会をとらえて周知していきます。  ・施設における聴覚障害者の方々とのコミュニケーション方法については、関係団体のご意見をお聞きしながら、その周知に努めてまいります。  ・県主催の講演会や講習会等においては、手話通訳のほか、要約筆記の対応も併せて実施するよう関係機関に周知しています。 また、選挙の演説会場で要約筆記の映写を可能とすることにつきましては、法改正を国に要望しています。  ・要約筆記者派遣事業については、市町村が行う必須事業として位置づけられています。 県では地域自立支援協議会などを通じ、市町村間の地域格差の解消に努めてまいります。



No	該当箇所	意見・提言の要旨	県の考え方等
123	6 障害者 (3)具体的施策の方向	自身が精神障害者となり、身体障害者と精神障害者との福祉サービスには歴然たる差があり、精神障害の辛さ・実情を理解していない行政職員が存在、そして、制度自体を形作った行政初め政治に携わる方々の理解不足にこそ当該課題の原点があると感じる。早急な抜本的制度改革、精神障害者問題への世論の啓発を望みます。	精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加を促進するための福祉サービスの拡充については、国に対して要望しています。 また、職員及び県民に対し、様々な機会をとらえて精神障害についての正しい知識の普及啓発に努めてまいります。
124	第5章 6 障害者 (3)具体的施策の方向	「ア障害者に対する理解の促進」に以下を追加してはどうか。 障害者（身体・知的・精神）の社会参加を促進するため、県では関係機関や企業・団体などと連携し、スペシャル・オリンピックやアビリンピックなどへの参加を積極的に支援します。	ご意見の趣旨を踏まえ、障害者の社会参加についての記述を追加するとともに、今後も障害者の社会参加を支援していきます。
125	第5章 6 障害者 8 犯罪被害者 (3)具体的施策の方向	自身が犯罪の被害を受け、身体に障害を負い、やがて精神にも疾患を抱え始めた。犯罪被害者施策・身体障害者施策・精神障害者施策は互いに切っても切り離せない分野である。しかし、この全てに精通し、『永い目』でトータルサポートをしてくれる機関が現在はない。 上記3分野に精通した犯罪被害者支援スペシャリストの育成とともに専門機関の設置を希望する。	相談支援機関の職員の資質向上を図るとともに、関係機関と連携を強化し、支援体制の充実に努めてまいります。
126	7 HIV感染者・ハンセン病患者等 (3)具体的施策の方向	「ア 正しい知識の普及啓発」について、ハンセン病に関し、かつて長野県は無らい県運動に積極的に参加したという反省点が見られない。 ハンセン病元回復者の皆さんは、生きた歴史の証言者であり、残された年数はわずかである。今のうちに急いで交流学习を積極的に推進する必要がある。 危機感が不足している。	ご意見の趣旨を踏まえ、記述を修正しました。 療養所の入所者等のご協力を得ながら、交流事業や学習会等を開催し、正しい知識の普及啓発を図ってまいります。
127	8 犯罪被害者 (3)具体的施策の方向	犯罪被害当事者として、行政機関の職員の多くが犯罪被害者への理解がなく、二次被害の温床となっていると感じている。県内の実効的な被害者支援は関係行政機関の連携が全く取れていないのではないかと。一般県民への啓発も重要であるが、まず行政機関・関係機関への徹底的な啓発・教育が最優先である。	ご意見の趣旨を踏まえ、記述を修正し、行政機関職員等への研修・啓発を推進していきます。
128	10 様々な人権課題 (1)アイヌの人々	平成21年（2009年）7月に、有識者懇談会から先住民族であるアイヌ民族の今後の人権確立にとって重要な内容を含んだ報告書が提出されているため、「(1)アイヌの人々」の文章を以下のように変更してはどうか。  原案 ・・・する有識者懇談会」を開催しています。 県においては、アイヌの人々の歴史、・・・ 追加文案 ・・・する有識者懇談会」を開催し、平成21年（2009年）7月、報告書を提出しています。報告書では、アイヌ民族をわが国における先住民族として認め、実態調査を実施すること、人権を確立するための総合的な施策を実施すること、新たな法律を制定することなどが求められています。 県においては、先住民族であるアイヌの人々の歴史、・・・	ご意見を踏まえ、記述を追加しました。

No	該当箇所	意見・提言の要旨	県の考え方等
129	11 インターネットによる人権侵害	<p>犯罪被害者・遺族としては現在の刑罰制度では贖罪に足りず、さらなる厳罰化を望んだり、また、極刑を望む声を上げることが間々ある。これに対し、厳罰化否定論者・死刑廃止論者等はネットの片隅、自身のブログ・某有名掲示板等で、被害者・遺族のあらぬ中傷を行う。</p> <p>自身の裁判で疲れ果てている被害者・遺族にとって、中傷者に対し個別に名誉毀損裁判など起こす気力はない。プロバイダへの削除申し入れも一時的な規制にしかない。罰則を含めた何らかの条例を作成することは不可能なのか。</p>	<p>名誉毀損やプライバシー侵害等インターネット上の人権侵害について、取締りの対象となる事案に対しては、刑法、不正アクセス禁止法を始め、あらゆる法令を適用して適切に対応します。</p>

## < 第6章 推進体制 >

No	該当箇所	意見・提言の要旨	県の考え方等
130	1 推進体制と役割 (2) 県民・NPO等	<p>県民やNPO等の自主的な取り組みを促進する支援が不可欠なため、「(2)県民・NPO等」の文章に以下のように「支援と」の文言を追加する。</p> <p>修正文案          ……、県民による効果的な取組の推進のため、支援と県民との協働を進めます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、記述を修正しました。</p>
131	2 評価体制	<p>人権政策は、極めて抽象的・教育的・無形のものが多いので、政策評価は難しい。政策評価制度を強調することは、現場を困惑させるか、人権施策を底の浅いものにする恐れがあるので、削除すべきである。</p>	<p>県では、政策評価制度により、事業のニーズや有効性、効率性などの観点から評価・見直しを行っています。</p>